

告 示

埼玉県告示第九百十五号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第一百六条第一項の規定により、令和五年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和五年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の区分、講習実施期間、テスト実施日時、実施方法及び予定人員

区分	講習実施期間	テスト実施日時	実施方法	予定人員
大気関係	令和五年十一月一日（水）から同月十五日（水）まで	令和五年十一月二十二日（水）午後一時から午後二時まで	オンデマンド配信での実施	百五十五人
水質関係	同右	令和五年十一月二十一日（火）午後一時から午後二時まで	同右	五十人
騒音・振動関係	同右	令和五年十一月二十二日（水）午前十時から午前十一時まで	同右	八十五人
ダイオキシン類関係	同右	令和五年十一月二十一日（火）午前十時から午前十一時まで	同右	十人

二 講習の区分、科目等及び合計時間数

区分	科目等	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術 六 テスト	二十時間
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術 五 テスト	同右
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術 六 テスト	同右
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術 五 テスト	同右

合計時間数にはテスト時間（一時間）及び自習時間を含めるものとする。

三 受講資格等

- イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。
- ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 申込方法等

イ 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービス（以下「電子申請」という。）により申し込むこと。

ロ 申込期間

令和五年九月一日（金）から同年十月一日（日）まで

ハ 提出書類等

(1) 提出書類、提出方法及び提出先

電子申請による申込受付後、電子メールにより別途指定する。

(2) 提出期限

令和五年十月十日（火）まで（当日消印有効）

ニ 受講手数料

(1) 金額

七千五百円

(2) 納入方法

電子申請の電子収納又は埼玉県収入証紙により納入する。

(3) 納入期限

電子申請による申込受付後、電子メールにより別途指定する。

五 修了者の認定

講習を受講（配信された全ての動画の再生率が百パーセントであることをもって受講したものとみなす。）し、かつ、テストにおいて所定の成績を収めた受講者については、講習の修了者として認定する。

テストにおいて所定の成績を収めなかった受講者については、当該受講者の希望により、一回に限り、追加テストを実施することができるものとし、当該追加テストにおいて所定の成績を収めた場合に、講習の修了者として認定する。

なお、修了証は令和五年十二月上旬頃郵送で交付する。

六 受講案内の掲載

埼玉県環境部水環境課のホームページに掲載する。

七 その他

イ 申込方法等に関し不明な点は、埼玉県環境部水環境課（電話〇四八―八三〇―三〇七九）に問い合わせること。

ロ その他詳細は、受講案内による。